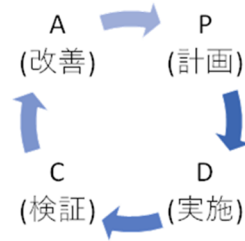


1. 経営戦略とは

経営戦略とは、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。

施設・設備に関する投資の見通しを試算した「投資試算」と財源の見通しを試算した「財源試算」を構成要素とする「投資・財政計画」について、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するように調整した収支計画です。毎年度の進捗管理や3～5年ごとの改定を通じ、PDCAサイクルを確立していくことが求められています。

毎年度進捗管理を行い、3年から5年を目途に経営戦略の見直しを行います。



2. 下水道プランの計画期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）を目標年次とする短期計画、令和17年度（2035年度）を目標年次とする中期計画、令和37年度（2055年度）を目標年次とする長期計画に分けます。

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	～	令和37年度
瑞穂町下水道プラン	短期					中期					長期	
経営戦略	経営戦略											
第5次瑞穂町長期総合計画	基本構想					後期基本計画						

3. 経営の状況

過去の経営成績について、収益的収支は毎年度黒字となっています。これは使用料収入及び一般会計からの繰入金で維持管理に要する費用を賄っていることを示しています。なお、令和2年4月1日に地方公営企業法の財務規定等を適用したため、令和2年度以降は複式簿記・発生主義による公営企業会計により経理を行っています。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.収益的収支					
(1)収益的収入(B)+(C)+(D) (A)	1,245	1,130	1,095	1,126	1,189
ア.営業収益(B)	554	485	470	487	464
イ.営業外収益(C)	670	645	625	639	725
ウ.特別利益(D)	21	0	0	0	0
(2)収益的支出(F)+(G)+(H) (E)	1,147	1,063	1,064	1,064	1,129
ア.営業費用(F)	1,084	1,022	1,026	1,028	1,095
イ.営業外費用(G)	57	41	38	36	35
ウ.特別損失(H)	6	0	0	0	0
(3)純損益(A)-(E) (I)	98	67	31	62	60
2.資本的収支					
(1)資本的収入(J)	367	258	219	781	1,809
(2)資本的支出(K)	530	448	381	959	2,013
(3)収支差引(I)-(K) (L)	△163	△190	△162	△178	△204

4. 前プランの財政に関する目標の評価

前計画期間における下水道プランの財政に関する目標の、達成状況は以下のとおりです。

前プランの項目	前プランの目標	現状評価(令和6年度末)
【財政の安定化】 財政の安定を持続的に進めていくため、下水道施設の適正な維持管理や適切な事業執行を行い、収支バランスのとれた健全な下水道経営を目指します。	短期計画	今後の収支バランスを考慮し、下水道経営健全化に努めます。 目標：経費回収率80.0%
	中期計画	短期計画に引き続き、今後の収支バランスを考慮し、下水道経営の健全化に努めます。 目標：経費回収率80.0%
	長期計画	下水道使用料の適正化を図り、効率的な事業を実施し、経費回収率を維持します。 目標：経費回収率100%
		【経費回収率73.45%】 物価高等により増加した汚水処理費を下水道使用料で賄えない状況であり、下水道使用料の見直しが必要です。

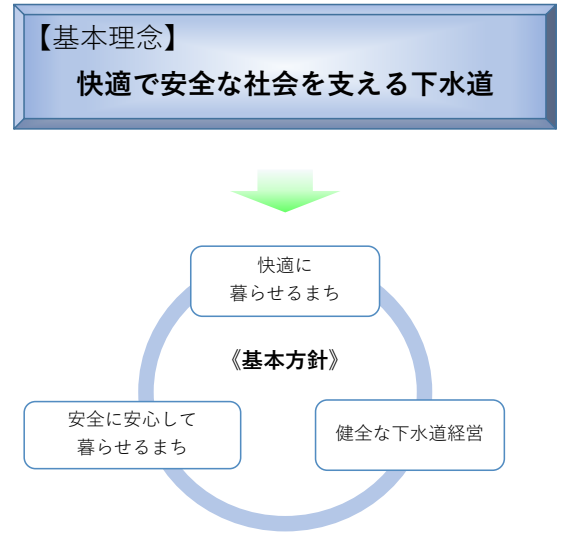
5. 基本理念及び基本方針

瑞穂町下水道プランでは、第5次瑞穂町長期総合計画の将来都市像の実現にむけて、下水道事業における施策を着実に推進するため、基本理念を『快適で安全な社会を支える下水道』と定めます。

そのうえで、基本理念を具現化するための基本方針を「快適に暮らせるまち」、「安全に安心して暮らせるまち」、「健全な下水道経営」の3本柱とし、その実現に向けた下水道事業を展開していきます。

各基本方針における施策は以下のとおりです。

1. 快適に暮らせるまち : 汚水対策の推進
2. 安全に安心して暮らせるまち : 雨水対策の推進
耐震化の推進
維持管理体制の充実
3. 健全な下水道経営 : 下水道使用料の見直し



6. 整備目標

基本方針のそれぞれの施策について、整備目標を掲げています。

整備目標	内容	短期計画 (令和8年度～令和12年度)	中期計画 (令和13年度～令和17年度)
汚水対策の推進	未整備区域の汚水整備を推進し、生活環境の改善や残堀川・不老川の水質保全を図り、快適に暮らせるまちを目指します。	事業計画区域内の整備を進めます。 目標：下水道普及率 98.5%	都市計画決定区域内の整備を進めます。 目標：下水道普及率 100%を目指します。
雨水対策の推進	雨水整備を推進し、局地的大雨や大型台風による浸水被害の軽減を図り、安全に安心して暮らせるまちを目指します。	殿ヶ谷2号幹線の整備を進めます。 目標：雨水整備率 54.3%	幹線整備に基づく面的整備を進めます。 土地区画整理事業に合せて雨水整備を進めます。 目標：雨水整備率 58.9%を目指します。
耐震化の推進	地震被害の軽減を図るため、施設の耐震化を推進します。また、被災時に管路、ポンプ場の下水道機能確保を目的として、速やかな対応が図れるように初動体制及び応急復旧体制の強化を図り、安全に安心して暮らせるまちを目指します。	駒形汚水中継ポンプ場の耐震化を含めた改築計画を策定します。 目標：駒形汚水中継ポンプ場の改築計画の策定	駒形汚水中継ポンプ場の改築計画に基づき、ポンプ場の耐震化及び圧送管路の2条化を進めます。 目標：駒形汚水中継ポンプ場の耐震化 圧送管路の2条化
維持管理体制の充実 (計画的な点検・調査)	道路陥没等の未然防止や下水道管路の流下機能を確保するため、管路の計画的な点検・調査を実施し、安全に安心して暮らせるまちを目指します。	ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査を実施します。 目標：点検調査延長 (5km/年)	短期計画に引き続き、点検・調査を実施します。 目標：点検調査延長 (5km/年)
維持管理体制の充実 (効率的な改築・更新)	施設の長寿命化を図りながら効率的に施設の改築・更新を実施し、安全に安心して暮らせるまちを目指します。	駒形汚水中継ポンプ場の改築・更新を実施します。 目標：駒形汚水中継ポンプ場の改築計画策定	ストックマネジメント計画の点検・調査結果に基づき、改築・更新の詳細設計を実施します。 目標：維持管理データの整理
財政の安定化	財政の安定を持続的に進めていくため、下水道施設の適正な維持管理や適切な事業執行を行い、収支バランスのとれた健全な下水道経営を目指します。	今後の収支バランスを考慮し、下水道使用料改定を行い、下水道経営健全化に努めます。 目標：経費回収率80.0%	短期計画に引き続き、下水道使用料改定を行い、下水道経営の健全化に努めます。 目標：経費回収率90.0%

1. 投資・財政計画の前提

投資・財政計画の前提となる事項は以下のとおりです。
 投資の前提については、2.主な投資、及び、3.主な投資に対する財源をご参照ください。

項目	前提
計画期間	✓2026 年度(令和 8 年度)から 10 年間
使用料収入の試算方法	✓現行の下水道使用料体系に基づく ✓将来の人口推計による人口増減を反映
一般会計からの繰入金	✓繰出基準に基づく基準内繰入金を基本 ✓資金不足の場合に、基準外繰入金を充当
各種経費	✓令和 6 年度決算額・過去平均等(性質に応じて) ✓光熱水費・燃料費等は物価上昇を加味 ✓流域下水道維持管理負担金は令和 8 年度以降の単価引き上げを加味

2. 主な投資

計画期間中の主な投資項目は以下のとおりで、計画期間 10 年間で総額約 57.8 億の投資を見込んでいます。

投資項目	実施予定年度	区分	事業費総額
殿ヶ谷2号幹線	令和9年度～令和11年度	雨水	454百万円
新青梅街道拡幅関連(雨水)	令和9年度～令和14年度		1,315百万円
新青梅街道拡幅関連(汚水)	令和8年度～令和10年度		1,687百万円
土地区画整理事業(殿ヶ谷)	令和8年度～令和12年度	汚水	36百万円
ストックマネジメント	令和8年度～		1,216百万円
瑞穂町総合地震対策事業費	令和10年度～令和12年度		311百万円
流域下水道建設負担金・改良負担金	令和8年度～		536百万円
上記に係る間接費			223百万円
合計			5,778百万円

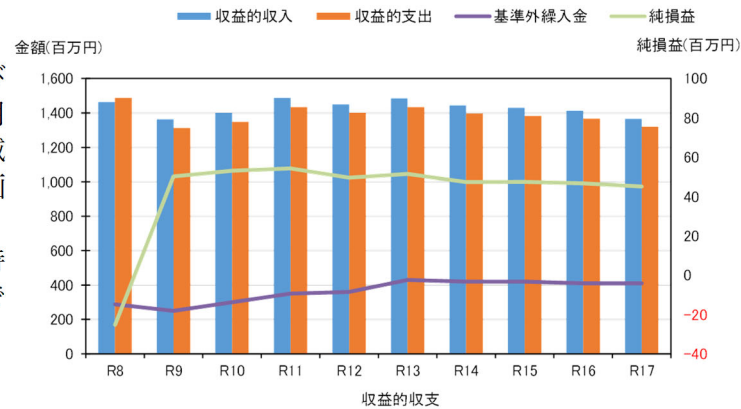
3. 主な投資に対する財源

国・都の補助金が見込めるものについては最大限活用し、それ以外の財源として起債を充当することで資金負担の平準化を図っています。

4. 収益的収支

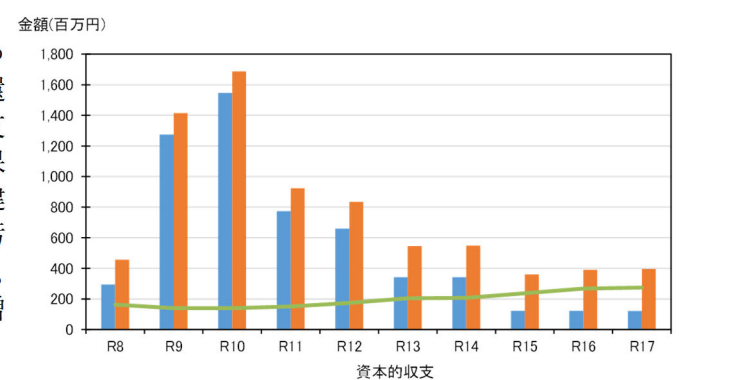
収益的収支は、下水道使用料、一般会計負担金及び長期前受金戻入等の収益的収入と、維持管理費、使用料徴収等に係る費用、流域下水道維持管理負担金、減価償却費及び支払利息等の収益的支出からなり、計画最終年度は若干の黒字となる見通しです。

この黒字は一般会計負担金により一定の水準が維持されているためであり、経費削減や業務改善等のみでは安定的な経営が厳しい状況が見込まれています。



5. 資本的収支

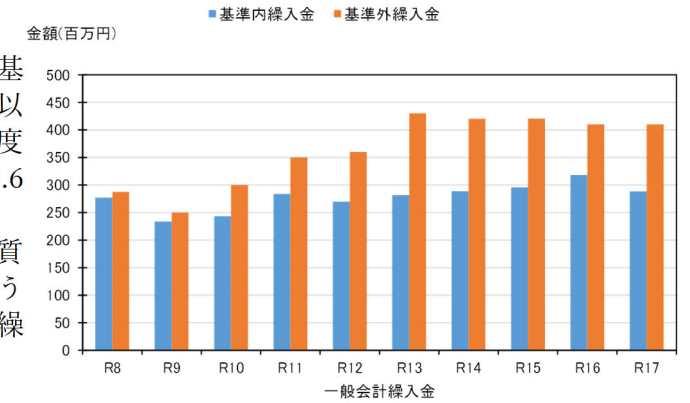
資本的収支は、建設改良費の財源としての企業債、国・都補助金及び下水道事業の経営基盤の強化のための出資金等の資本的収入と、建設改良費と企業債償還金等の資本的支出からなり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、収益的収支の内部留保により補てんします。令和 11 年度以降は、大規模な建設改良事業(殿ヶ谷 2 号幹線、新青梅街道拡幅関連(汚水))の完成により資本的支出は減少する見込みです。一方で、補てん財源は、企業債償還金の増加に伴い増額を見込みます。



6. 繰入金の状況

一般会計繰入金は、総務副大臣通知の繰出基準に基づき一般会計が負担すべき「基準内繰入金」と、それ以外の「基準外繰入金」に区分されます。計画期間各年度では基準内繰入金を約 2.4 億円、基準外繰入金を約 3.6 億円見込んでいます。

新青梅街道拡幅関連(汚水)については、事業の性質上、基準外繰入金として一般会計からの繰入金で賄うこととなりますが、下水道使用料を見直し、基準外繰入金を減少させていくことが重要です。



7. 経費回収率

使用料水準の妥当性を示す経費回収率(注1)は、使用料で回収すべき経費を全て賄っている状況を示す 100% 以上であることが必要とされています。しかし、現行の下水道使用料体系のままでは、令和 8 年度からの流域下水道維持管理負担金の単価引き上げ等の影響を受け、経費回収率は大幅に低下する見込みです。

決算に基づく経費回収率				※		経営戦略 投資・財政計画に基づく経費回収率					
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和9-13年度合計
93.38%	85.57%	90.77%	73.45%	63.55%	55.58%	63.95%	59.58%	55.05%	54.00%	48.30%	55.74%

※：令和7年度当初予算に基づく経費回収率

(注1) 経費回収率(%)：下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分を除く)×100

そこで、使用料算定期間(令和 9 年度から令和 13 年度まで)において、「A.経費回収率 80%を目指す」、「B.経費回収率 100%を目指す」、「C.使用料単価 150 円/m³を目指す」の 3 つの使用料体系案について検討しました。各使用料体系案を採用した場合の経費回収率は、以下のようになります。

3つの使用料体系案の経費回収率	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和9-13年度合計
A.経費回収率 80%を目指す	90.78%	84.92%	78.89%	77.55%	70.42%	80.01%
B.経費回収率100%を目指す	113.47%	106.15%	98.62%	96.94%	88.03%	100.02%
C.使用料単価150円/m ³ を目指す	76.32%	71.40%	66.33%	65.20%	59.21%	67.27%

使用料単価(注2) 150 円/m³は、「公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成 26 年 8 月 29 日付総務省公営企業課長等通知)」等において、国から最低限行うべき経営努力として示されているものです。

使用料単価は、「現行の下水道使用料体系のまま」の場合は 113.7 円/m³ですが「A.経費回収率 80%を目指す」場合は 178.6 円/m³、「B.経費回収率 100%を目指す」場合は 223.2 円/m³、「C.使用料単価 150 円/m³を目指す」場合は 150.1 円/m³となる見込みです。

(注2) 使用料単価(円/m³)：使用料収入÷年間有収水量

(下水道使用料の改定のスケジュール)

令和 8 年 4 月から流域下水道維持管理負担金の単価の改定がなされること、及び、住民への周知期間等を考慮し、令和 9 年 4 月からの使用料改定が可能なように事務を進めていきます。

使用料算定期間における 3 つの使用料体系案について、瑞穂町下水道使用料審議会に諮り、その結果を町長に答申します。

瑞穂町下水道条例を改正するとともに住民に周知し、改定後の下水道使用料を施行します。町における条例改正等と並行して、下水道使用料徴収事務において使用されているシステムの下水道使用料改定に伴う改修について、東京都水道局との調整を行います。

8. 投資・財政計画の総括

下水道使用料収入で汚水処理費を賄い、基準外繰入金を減らすとともに、経費回収率 100%を達成することを目指します。そのため、町が実施する事業に伴う投資の財源負担を明確化し、下水道使用料の見直しを検討した上で、投資・財政計画全体を見直していく必要があります。